

新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方へ 国民年金保険料の免除申請が可能です

申込 問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少等により所得が相当程度まで下がった場合、臨時特例措置として国民年金保険料免除申請が可能となりました。本人申告の所得見込額を用いた簡単な手続きにより申請できますので、希望される方は申請書をご提出ください。

【対象】（以下の要件にすべて該当する方）

- 令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少した方
- 令和2年2月以降の所得の状況からみて、
当年中の所得見込額が国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる方

【申請手続きに必要なもの】

- 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- 所得の申立書
(簡易な所得見込額の申立書(臨時特例用))

【対象期間】

- 令和元年度分：令和2年2月分から令和2年6月分まで
- 令和2年度分：令和2年7月分から令和3年6月分まで

申請書、申立書は日本年金機構のホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/>) からダウンロードできます。必要事項を記入のうえ、住民福祉課 国保年金係(1階②番窓口)または岡谷年金事務所へご提出ください。



日本年金機構の
ホームページは
こちら

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送による提出にご協力ください

富士見町役場 住民福祉課 国保年金係 〒399-0292 長野県諏訪郡富士見町落合10777
岡谷年金事務所 〒394-8665 長野県岡谷市中央町1丁目8-7

8月1日から福祉医療費受給者証が更新されます

問 住民福祉課 社会福祉係 ☎62-9144

福祉医療費給付金制度とは

医療費の窓口負担分の一部を町が給付することにより、各家庭の経済的負担を軽減するために設けられている制度です。

更新手続き

- ・該当される方には、7月下旬に受給者証を郵送しましたので手続きは不要です。
- ・前年度所得の確認が必要な方にはご通知しますので、役場窓口での手続きが必要となります。

福祉医療費受給資格要件

乳幼児および児童等	満18歳到達後、最初の3月31日までのお子さん
心身等に障がいのある方	身体障害者手帳の1～3級をお持ちの方
	療育手帳のA1～B1をお持ちの方
	精神障害者保健福祉手帳の1、2級をお持ちの方 ※通院のみ
	特別児童扶養手当1級対象児童
	障害年金1級9、10、11号を受給されている方
65歳以上	身体障害者手帳4級の音声、言語機能および下肢障害の1号、3号、4号の方
	障害年金の1級、2級を受給されている方
母子・父子家庭等	18歳未満または18歳以上20歳未満で高校等在学中の子を養育しているひとり親およびその子、または父母のいない児童

※「乳幼児および児童等」に該当する方は、有効期限が出生・転入の日から満18歳に到達した年の3月31日までになっていますので、今回受給者証は郵送されません。

※資格要件にあてはまる方で、福祉医療の申請をされていない方は、申請してください。